

## 「北区国土強靱化地域計画（案）」パブリックコメント実施結果について

### 1 パブリックコメント概要

意見募集期間：令和3年12月20日(月)～令和4年1月28日(金)

意見提出者数：3名（内訳）ホームページ2名、持参1名

意見総数：73件

周知方法：北区ニュース、北区公式HP、Twitter、Facebook、北区メールマガジン

閲覧場所：防災・危機管理課、防災センター、北区公式HP、区政資料室、各地域振興室、各区立図書館

### 2 提出された意見とそれに対する区の考え方

#### (1) 計画全般について

No.	意見の概要	区の考え方
1	仙台防災枠組には7つのターゲットと4つの優先行動が示されているが、本計画の第4章、第5章は4つの優先行動を十分踏まえた内容とする必要がある。	国土強靱化地域計画の策定は、国土強靱化基本法第13条に規定されています。また、本計画は、同法14条に基づき、国連防災世界会議の成果文書である仙台防災枠組を踏まえて策定された国土強靱化基本計画との調和を保った計画となっています。
2	SDGs、低炭素を根本原理の一つとして計画を構築すべき。	本計画は、SDGsや低炭素の視点を踏まえて策定された区政の基本方針である北区基本計画2020と整合を図った計画となっています。

#### (2) 第1章はじめに

No.	意見の概要	区の考え方
3	2015年3月の国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組」に記載されている「防災戦略計画」の地域版として位置づけられることを記載すべきである。	国土強靱化地域計画の策定は、国土強靱化基本法第13条に規定されています。また、本計画は、同法14条に基づき、国連防災世界会議の成果文書である仙台防災枠組を踏まえて策定さ

No.	意見の概要	区の考え方
		れた国土強靱化基本計画との調和を保った計画となっています。

### (3) 第2章 地域特性と想定する災害リスク

No.	意見の概要	区の考え方
4	都の新しい地震被害想定公表を待って計画を作成すべきである。	本計画は、国や東京都の動向や社会情勢等の変化により必要に応じて見直しを行うため、国や東京都が新しい知見等を公表した際は、整合を図ってまいります。
5	都が現在行なっている火災予防審議会では、複合災害について審議が行われている。	
6	都の地域別危険度測定は建物倒壊と火災延焼で5年程も違う年度の市街地状況を基にしていて、建物倒壊でも10年程前、火災延焼危険度に至っては十数年も前の物で町の現況を反映していない。	本計画に掲載しております各種シミュレーションにつきましては、出典元にご確認ください。
7	引用紹介している各種シミュレーションは、統計学的にどのような棄却検定を行っていて、妥当性は何パーセントなのか。	

### (4) 第4章 リスクシナリオ・施策分野の設定

No.	意見の概要	区の考え方
8	北区にとって最悪の複合的災害とは、大雨による荒川の氾濫と首都直下地震が、感染症が蔓延する今のような時代に同時発生する状況である。リスクシナリオにはこのような複合的災害を含めるべき。	自然災害と感染症の同時発生については、リスクシナリオとして、被災地における疫病・感染症の大規模発生を設定しております。
9	火山噴火についても対策を計画に取り入れるべき。	本計画では、区民の生命・財産に甚大な被害を及ぼす、震災、風水害、土砂災害を想定しております。火山噴火につきましては、国や東京都の動向を注視してまいります。

(5) 第5章 脆弱性の分析・評価と対応方策

No.	意見の概要	区の考え方
<b>●全般</b>		
10	「めざします」という語尾はリスクへの対応方策としては不適切な表現と感じます。	ご指摘を踏まえ、文言の修正を検討します。
11	本計画の「脆弱性の分析・評価」は単に北区基本計画等の課題を列挙しているだけで、脆弱性の分析になっていない。	
12	国交省はハード対策以外に3つのソフト対策を示して、3つとも実施している自治体を公表しているが、北区は入っていない。	本計画では、ハード対策のみならず、ソフト対策についても記載をしております。
13	計画上で施策について、どのような重みづけをするか、どう推進するか、どう達成を評価するのかをしっかりと見えるようにしてはいかがでしょうか。	本計画に基づく取組を確実に推進するため、PDCA サイクルを実践するとともに、本計画を指針とする個別事業について別途一覧表を作成し、指標等による進捗管理や北区基本計画との整合を図りながらの重点化を実施してまいります。
14	個々の対応方策の目処をこの計画で細かく記載すべき。	
15	「リスクへの対応方策」は、本計画を見直す5年先までに、脆弱性評価を行った指標をどこまで改善するか、数値目標を示す必要がある。	
<b>●事前に備えるべき目標1</b>		
16	地震火災時は河川水辺空間も重要であり、整備の対象に含めていただきたい。	ご指摘を踏まえ、文言の追加を検討します。
17	気候変動に対する緩和策としての緑化については、一歩進めて「グリーンインフラ」の考え方を導入すべきである。	
18	病院や福祉施設など障害者の利用が多い施設には、火元から離れて救助を待つスペースとなるバルコニーや、近	ご指摘の件につきましては、関係法令の改正等を注視してまいります。

No.	意見の概要	区の考え方
	年多い放火事件の反省を踏まえ、複数の非常出口の確保を進めていただきたい。	
19	災害時のバリアフリー施策としては、電気に頼らないバリアフリールートとの確保と、助け合って避難できる「こころのバリアフリー」の推進に尽きる。	「こころのバリアフリー」は、北区バリアフリー基本構想に基づき、取り組んでおります。電気に頼らないバリアフリールートとの確保については、今後の防災対策への意見として参考にさせていただきます。
20	防災ラジオを全戸配布した区もあった。	今後の防災対策への意見として参考にさせていただきます。
21	デジタルサイネージ設置時は「デジタルサイネージまちだくんⅡ」のような防災機器も備えるものとすべき。	
22	「区民を広域的に避難させる枠組みの整備」に「垂直避難」を加え、2本立ての対応が必要である。	荒川氾濫等の大規模水害時は2週間以上も水が引かず、救助もすぐに来ない可能性があります。そのため、区では、やむを得ない場合を除き、垂直避難を推奨しておりません。
23	マイ・タイムラインは講習会や作成講座だけでなく、普及リーダーの育成も必要。新型コロナ感染拡大で行われていないが、再開を求めたい。	区では、マイ・タイムライン普及リーダー育成講座及びマイ・タイムライン作成講座を令和元年度に開始し、令和2、3年度とも実施しております。
24	避難を自主的に判断できるよう、気象情報の収集と読み方の習得や、事前の備えの啓発を進めていただきたい。	また、作成講座において、防災情報や気象情報の入手方法についての案内も併せて行っております。
<b>●事前に備えるべき目標2</b>		
25	備蓄品の保管場所は、洪水ハザードマップで浸水が想定されている場所に置かず、想定浸水深よりも高い場所で保管すべきである。	北区災害用備蓄・管理・供給計画に基づき、大規模水害時の低地部浸水を想定し、王子・赤羽・滝野川の各地区（高台3箇所程度）に物流機能を備えた地区別災害備蓄倉庫の整備を検討しております。
26	民間防災団体の装備の充実、グレードアップ	区では、地域防災力の向上に向け、自主防災組織の実施する訓練や資機材

No.	意見の概要	区の考え方
		の充実を支援しております。
27	公共施設への消火ホースの事前配備、AED 並みに。	今後の防災対策への意見として参考にさせていただきます。
28	町会配備の可搬ポンプを B2 に格上げすることで消防車と同等の消火力、消防力になるとともに、ホースの口径も消防車と同じになり、ホースの使い回しにも役立つ。	現在、全ての自主防災組織に可搬式の D 級小型消防ポンプを配備しています。さらに、C 級ポンプ隊を結成している自主防災組織には、出力が大きい C 級ポンプの配備も行っています。そのため、B2 級ポンプの配備については、考えておりません。
29	スーパーポンパーに使われる長距離送水ポンプを広域避難場所に日頃から配備しておけば、水が不足する避難場所へ送水できる。	今後の防災対策への意見として参考にさせていただきます。
30	駅前広場等に防災深井戸の設置をすべき。	区内には、3箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）や、16か所の災害用給水所（深井戸）が設置されています。
31	中学生の防災教育として、発災を想定した緊急対応のような実践訓練や、地域住民とつながる活動を取り入れていただきたい。	区では、災害時に地域の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、中学生防災学校を実施しております。
32	学校での防災教育は避難の前（平時）から被災後までを対象とすることが必要である。	
33	予防接種は体質で受けられない人もおり、対応方策のメインに据えるべきではない。密を避けるあらゆる方策と、マスクや消毒液などの基本的な感染症対策を中心に対策すべきである。	本計画では、感染症対策として、予防接種だけではなく、衛生知識の普及啓発なども記載しております。また、各避難所にはマスクや消毒液等の衛生用品の配備も行っております。
34	地震、風水害ともに、車中泊も選択肢に加えてよいのではないか。	今後の防災対策への意見として参考にさせていただきます。
<b>●事前に備えるべき目標3</b>		
35	新庁舎は荒川が氾濫した時に1階が	新庁舎の建設予定地は、ご意見の通

No.	意見の概要	区の考え方
	水没するため、水没しても災害対策本部が機能するような設計・整備が必要である。	り水害時に浸水するリスクがあるため、災害対策機能が確保出来るような設計・整備を検討いたします。
<b>●事前に備えるべき目標6</b>		
36	地域交通ネットワークの基軸である鉄道自体への対応方策がない。鉄道事業者任せにせず、自治体としてできる全面的な支援をお願いしたい。	ご指摘を踏まえ、文言の追加を検討します。
37	防災船着場の整備と船舶の災害時活用に向けた船舶保有者との協定、物流や観光等の平常時活用の促進も必要である。	公共防災船着場は、東京都の「防災船着場整備計画」に基づき、計画的に整備を行っており、現在、区内4カ所に設置がされています。 また、公共防災船着場は、東京都北区船着場条例に基づき、平常時における水上バス等の利活用も目的の一つとしております。
<b>●事前に備えるべき目標7</b>		
38	7-1、7-2、7-3は再掲がほとんどである。これらは二次災害とはいえず、一次災害に含まれるため、リスクシナリオの設定自体に意味がない。	リスクシナリオについては、国土強靱化基本計画や東京都国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ設定しております。
<b>●事前に備えるべき目標8</b>		
39	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備には、オープンスペースの確保を対応方策に追記すべきである。	ご指摘を踏まえ、文言の追加を検討します。
40	北区NPO・ボランティアぶらざの機能強化の一環として、災害時に限らず、平時から区外ボランティアの受援を得ることも視野に入れた取り組みを進めていただきたい。	対応方策として、北区NPO・ボランティアぶらざの機能の充実を図り、活動団体のネットワークを生かした事業を実施する旨を記載しております。
41	北区NPO・ボランティアぶらざでは災害ボランティアの登録制度「地域災害おたすけ隊」をスタートしており、このような事業とも連携して進めていただきたい。	

No.	意見の概要	区の考え方
42	水害等で床上・床下浸水が発生した場合の洗浄及び衛生対策については、床下の乾燥・泥出しや、壁・床はがしを含めた復旧方法全般を普及啓発すべきである。	水害で浸水した場合の洗浄及び衛生対策については、北区ニュース等で普及啓発を行っており、引き続き、普及啓発に努めてまいります。
43	堤防整備や避難行動、災害廃棄物処理と合わせて重要なのは、浸水に遭っても再建が容易にできる建物構造にしておくことであり、対応方策の筆頭に追記すべきである。	今後の防災対策への意見として参考にさせていただきます。

#### (6) その他

No.	意見の概要	区の考え方
44	どこでも一律 70%以上の不燃領域率を強制し、住民を追い出すような根拠のうすい強制的施策を取るべきではない。	本計画は、防災・減災にかかる施策の指針として、本区における計画や取り組みを「国土強靱化の観点」で束ねるものです。いただいたご意見につきましては、防災まちづくりに関する個別具体的な内容として、参考にさせていただきます。
45	国交省が公表している地震時に著しい被害が想定される密集地の範囲は、北区ではかなり狭い。	
46	耐震化と不燃化を同時に行うことが費用の制約でできない場合は、耐震化を優先すべき。	
47	コンクリート作りは高炭素であることが世界的に問題となっており、木造での耐震耐火化の手法を推奨すべき。	
48	借地での耐震、耐火化には地主の承諾料、地代の値上がりという追加費用が必要となることも、なかなか進まない理由の一つであるため、補助・助成が必要。	
49	建物が倒壊するかどうかは、建物の耐震性だけでなく、地盤の揺れやすさにも大きく影響される。地盤の調査、改良にも補助、助成等をするべきだ。	

No.	意見の概要	区の考え方
50	東大阪市では、延焼シミュレーションを用い火災が広がる原因となるキーとなる建物を割り出しその耐震耐火化を重点においている。	
51	老朽空き家を除却し、区、(都、国)が無償に近い形で防災施設として使うことを認める場合は、固定資産税を免除してはどうか。	
52	共同建て替えはこれまで長屋型建物がなかなか進まなかったことからわかるように、将来より大きな問題を引き起こす。	
53	一部耐震化、多段階的耐震化も補助、助成すべきだ。	
54	十条駅西口駅前広場整備では、防災も目的の一つとしながら1年以上に渡り、地下貯水槽がない工事手順を組んで行われていて問題だ。	
55	十条駅西口整備等において、開発優先で、自らが既存樹木の維持保全を定めた都市計画、(地区計画)を破って多くの樹木の伐採を行うようなことをしては一般住民も守らないし、強靱化でも重要な信頼に基づく協働のまちづくりもできない。	本計画は、防災・減災にかかる施策の指針として、本区における計画や取り組みを「国土強靱化の観点」で束ねるものです。いただいたご意見につきましては、十条地区のまちづくりに関する個別具体的な内容として、参考にさせていただきます。
56	十条の再開発ビルには、区、都の公益施設も入るのに、電気設備室を地下に作るなど、公共性の高い建物に対し国が求める基準を満たしていない。	
57	タワーマンション等、大規模建物の地下への電気設備室設置を禁止すべき。	
58	地下構造物や地盤改良の実施に伴い、地震波が散乱し、周辺でその散乱波と直接波による干渉・共鳴が発生し	



No.	意見の概要	区の考え方
	振動が大きくなる揺れやすいスポットが生じることから、周辺住民に注意を促すためにも、再開発事業者、行政が責任をもって調査公表すべき。	
59	惨事便乗型ではない根拠以外の暗黙知にまで明示した説明にすべき。	
60	都市計画道路補助 73 号線と補助 85 号線の交差は、危険で道路交通令の目的に反する鋭角交差点となっている。単純明快な直行交差点になるよう道路計画位置を見直すべきである。	
61	鉄道線路脇への送水管の設置、道路のL 溝を利用した送水管の設置を進めるべき。	
62	国交省は密集地での老朽建物の建て替えでの、道路指定を認める課長通達を出しており、北区も積極的に利用し指定すべき。	
63	立地適正化計画制度等も用いて、特養等高齢者施設を都営住宅の建て替えや廃止される区内の安全な場所へ移転誘導すべき。	本計画は、防災・減災にかかる施策の指針として、本区における計画や取り組みを「国土強靱化の観点」で束ねるものです。いただいたご意見につきましては、特養等高齢者施設の移転に関する個別具体的な内容として、参考にさせていただきます。
64	庭木等がなくなる建替施策が必要である。	本計画は、防災・減災にかかる施策の指針として、本区における計画や取り組みを「国土強靱化の観点」で束ねるものです。いただいたご意見につきましては、樹木の保護に関する個別具体的な内容として、参考にさせていただきます。
65	庭木のマッチングにより必要な人への移譲。	

No.	意見の概要	区の考え方
66	街路灯が停電時、灯くよう蓄電池を 供えるべき。	本計画は、防災・減災にかかる施策 の指針として、本区における計画や取 組みを「国土強靱化の観点」で束ねる ものです。いただいたご意見についま しては、街路灯の非常時における電源 供給に関する個別具体的な内容として、 参考にさせていただきます。
67	樹木があることで建物の倒壊を支え ることで防ぐことも起きている。	区では、立木を支えとする倒壊防止 策を耐震化の対象とはしておりませ ん。
68	都の整備地域について都はパンフレ ットで地震時の被害想定で甚大な被害 が出るとしているが、その想定と見比 べるとかなりの部分で大きくずれてい る。	ご指摘については、作成者である東 京都へ伝えてまいります。
69	水道管が更新され丈夫なものになっ たとき、建物にも管を伝って振動が来 るのか、自動車その他による振動を受 けやすくなった。	ご意見として、参考にさせていた だきます。
70	神戸では、道路の整備にあたり、住 民からの水の重要性の指摘、要望によ り車道を減らしせせらぎを整備した。	
71	空飛ぶ車の実用化が目前に迫り、ド ローンによる配送、消火も実現してき ているときく。	
72	関東大震災阪神淡路大地震の犠牲者 の死因は、建物倒壊によるものが、火 災に比べ、圧倒的に多かった。	
73	地震時、火災の原因はほぼ建物倒壊 で比例関係にある。	